

広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット使用要領の制定について（例規通達）

平成7年11月1日
広総務第304号警察本部長

改正 平成28年1月広総務第97号

平成30年2月27日
各部長・参事官
各所属長

この度、みだしのことについて別添のとおりその使用要領を定め、平成7年11月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、取扱いに誤りのないようになされたい。

別添

広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコット使用要領

第1 趣旨

この要領は、広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令（平成7年広島県警察本部訓令第26号）第4条の規定により、シンボルマーク等の適正かつ効果的な使用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

シンボルマーク等は、県民の期待にこたえる県警察の基本的姿勢を内外に表明し、又は職員相互の連帯意識の向上を図ることのできる場において、積極的に使用するものとする。

第3 使用要領等

1 使用者

広島県警察及び警察関係団体

2 使用範囲

- (1) 名刺
- (2) 封筒
- (3) 広報紙（誌）、パンフレット、ホームページ等の広報媒体

3 使用基準

(1) シンボルマーク

ア 名刺

別添「広島県警察シンボルマーク清刷」に定める大きさ、色により、広島県警察職員服務規程（平成5年広島県警察本部訓令第3号）に定めるところに従い、使用する。

イ その他

別添「広島県警察シンボルマーク清刷」に従い、使用する。

(2) シンボルマスコット

ア 名刺

別添「広島県警察シンボルマスコット清刷」に定める色により、広島県警察職員服務規程に定めるところに従い、使用する。

イ その他

別添「広島県警察シンボルマスコット清刷」に従い、使用する。

第4 留意事項

1 次に掲げる方法又は目的で、シンボルマーク等を使用することはできない。

- (1) 図柄を変形し、若しくはその一部のみを使用し、又は他の図形若しくは文字を重ねて使用すること。
- (2) 警告書、呼出し状等職権行使のための文書、交通規制のための指導看板などに使用すること。
- (3) 特定の団体、個人の宣伝のために使用すること。
- (4) 不当な利益を得るために使用すること。
- (5) その他シンボルマーク等の制定の趣旨に反して使用すること。

2 第3に定める使用範囲又は使用基準以外でシンボルマーク等を使用しようとするときは、あらかじめ別記様式のシンボルマーク等使用申請書により、総務部総務課長を経て、総務部長に申請し、承認を得なければならない。

別記様式
(第4の2関係)

年 月 日

総務部長様

所属長

シンボルマーク等使用申請書

使用の別	<input type="checkbox"/> シンボルマーク <input type="checkbox"/> シンボルマスコット
用途	品名 材質 使用方法（具体的に記載すること。）
期間	
担当者	所属 階級（職） 氏 名 警電
備考 (総務課長 意見)	

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別添

広島県警察
シンボルマーク清刷

指定色

DIC 197

プロセスカラー

C20%+M100%+Y90%

単色

BL 100%



名刺用

広島県警察シンボルマスコット
メイプル君清刷

指定色

DIC 99

DIC 567

BL

プロセスカラー

C90%

M20%+Y90%

単色

BL 50%

BL 100%

